

学校図書館と「読書の自由」

学校図書館問題研究会「のぞましい貸出方式が備えるべき五つの条件」の再検討

School Library and Intellectual Freedom

Reexamination of "Five Rules of Charging System"

山口 真也

(yamaguchi@okiu.ac.jp)

1. 研究の目的・方法

学校図書館問題研究会が「のぞましい貸出方式が備えるべき五つの条件」(以下、「貸出五条件」とその「逐条解説」)を作成したのは1980年代後半のことである。この貸出五条件の中で、学校図書館問題研究会は、貸出記録の用途は、「利用者管理」ではなく、「蔵書について常にその全てが把握、管理できる」ことに限定されるべきであること、「誰が何を借りているかは、プライバシーに関することであり」、「教育の名のもとに(中略)プライバシーを侵害する」ことが「危険」なことであること、そうした考えの下で、児童生徒のプライバシーを保護するために、「返却後、個人の記録が残らない」貸出方式が望ましいことを提案している。

筆者はこれまで、学校図書館における貸出記録の管理方法について、沖縄県内の学校図書館を対象としたインタビュー調査やアンケート調査を実施してきたが¹、それらの調査から見てきたことは、多くの学校図書館において、貸出記録は厳密には、個人の秘密、「プライバシー」として保護されていないこと、さらに学校の中に設置される学校図書館では、それをプライバシーとして保護することは難しいと考えられているということであった。例えば、沖縄県では、9割を越える小中学校において、学校図書館での個人別貸出冊数がクラス担任へと定期的に(ほぼ毎月)報告され、通知表に記載されることで、保護者へも通知されている。また、大多数の学校図書館において、貸出用の個人カードや貸出カードはカウンターの上やフロアに置かれたままになっているため、児童生徒が興味本位で他人の個人カードをのぞき見たり、クラス担任が読書指導や生活指導を目的として個人の貸出履歴をチェックするといった場面を目撃した学校図書館員も少なくない²。

公共図書館では、貸出記録の漏洩や本来の目的とは無関係な利用(目的外利用)を防ぐための方法として、貸出記録の管理時期を「貸出期間中」に限定し、返却後は速やかに記録を消去することで、情報管理のリスクを最小限に止めようという対策が多くとられてい

る。このことは、日本図書館協会が1984年に作成したガイドライン「貸出業務へのコンピュータ導入に伴う個人情報の保護に関する基準」³にも記されており、「コンピュータによる貸出しに関する記録は、図書館における資料管理の一環であって、利用者の管理のためではないことを確認し、そのことに必要な範囲の記録しか図書館には残さないことを明らかにして、利用者の理解を得るよう努めなければならない」という考えの下で、「貸出記録は、資料が返却されたらできるだけすみやかに消去しなければならない」と定められている。ところが、調査対象とした沖縄県の学校図書館の場合は、貸出記録は返却後も一定期間、保有され続けており、公共図書館のように貸出記録の管理期間を「返却時まで」と限定している学校図書館は1館(高校図書館、全体の0.71%)と非常に少ない。また、「貸出記録は返却時に消去するべきか?」という筆者の問いかけに対しても、賛同の意見は1割にも満たず(11人、7.8%)⁴、「公共図書館と学校図書館とは異なる」という意見が大半を占める結果となった。すなわち、沖縄県では、学校図書館問題研究会が提案する貸出五条件の理念は学校図書館には「なじまない」ものであると考えられているのである。

「のぞましい貸出方式が備えるべき五つの条件」はなぜ学校図書館現場において受け入れられていないのだろうか。本稿では、貸出五条件の成立経緯を振り返るとともに、「返却後、個人の記録が残らない」という条項を中心に、その問題点、疑問点を検証してみたい。

2. 「のぞましい貸出方式が備えるべき五つの条件」の成立経緯

2.1 成立以前の状況

学校図書館における貸出記録の取り扱いが、プライバシーや「読書の自由」の保護という観点から本格的に議論されるようになるのは、学校図書館問題研究会の貸出五条件が発表される少し前、1980年代半ば以降からのことであり、それほど昔から議論されてきたわけではない。

終戦直後には、学校図書館設立運動の高まりを背景として、滑川道夫氏や阪本一郎氏を中心に、学校図書館や読書指導をテーマとする著書、論文が多数発表されているが、その中では、「生活指導(ガイダンス)の一分節としての読書指導」という考えが盛んに展開されており、この考えの下では、学校図書館が管理する貸出記録というものは、クラスメイトなどの友だち同士で共有するべき情報であり、クラス担任は、読書指導や生活指導(子どもたちの内面を把握するための指導)の資料として、学校図書館において管理されている児童生徒個人の貸出記録を活用するべきだという思想をかなり強く読み取ることができる⁵。各学校において、そうした指導が実践されていたかどうかは不明だが、貸出記録を、他人には知られてはならない秘密と強く意識していた学校図書館関係者は、1940年

代には非常に少なかったと言って良いだろう。

もちろん、この時代にも、「読書には個人の秘密が含まれる」という発想が全くなかったわけではない。例えば、1948年に文部省が作った『学校図書館の手引』という書物の中では、クラス担任等の教員が、読書指導を通じて、子どもの読書を監視することにより、「気分の上からもくつろいで」読書をするという雰囲気が増なわれるという問題が指摘されている。ただし、その続きの文章に目を向けると、「何を読んでいるかを先生が調べているといった恐れや疑念をいだかせない」ようにすればいいと書かれているだけである⁶。つまり、貸出記録をクラス担任等の教員に見られることが心理的なプレッシャーになるとしても、「教員は貸出記録を見てはいけない」という発想はこの時点ではまだ存在しないのである。

その後、1950年代、1960年代に入ってもほぼ同じような状況が続き、全国学校図書館協議会が刊行する専門誌『学校図書館』などに掲載される各学校図書館の活動報告を見ても、やはり、読書のプライバシーを守らないことを前提とするような学校図書館運営が行われていたことが見えてくる。例えば、代本板の使用については、貸出手続き上の手間が問題視されるだけであり、その存在により、個人の読書傾向が他人に知られることを問題視する意見はほとんど見られない。また、個人の読書傾向や読書状況は、広く第三者へと共有されることが「教育的」と捉えられており、学校図書館の貸出記録（個人カード、読書カード）を展示、表彰したり、読書グラフや星取表に借りた本のタイトルを記入する、といった活動も数多く報告されている。さらに、通知表や連絡ノートの中に読書の評価の項目を作っている学校もあり、学校図書館の貸出状況を教育的な観点から評価すること、さらに、児童生徒の学校での読書状況を家庭へと報告することは特に問題視されていなかった状況が見えてくる。つまり、1960年代までは、読書の記録が第三者に知られてはならない、という発想はほとんどなく、反対に、貸出記録は返却後も長く学校図書館内で保有し、様々な用途で活用していこう、という考えが強く存在していたことが分かるのである。

その後、1970年代に入っても、学校図書館関係者の意識は大きく変わることはないのだが、この時期、公共図書館では、貸出記録を返却後に残さないことで、読書のプライバシーを守ることを目指した「ブラウン式」と呼ばれる貸出方式の導入が進められていたため、「学校図書館でもブラウン式を導入するべきではないか？」という意見が、一部の文献の中で取り上げられるようになる⁷。ただし、大多数の学校図書館関係者は、学校図書館へのブラウン式の導入に対して強い反対の立場をとっており、その理由として、ブラウン式の導入により、貸出記録（個人カード）が残らなくなると、個人別のきめ細かい読書指導や、個々の性格や生活態度を知ることができなくなるといった意見が数多く主張されている。例えば、専門誌である『学校図書館』には、ブラウン式の導入に対する批判として、

「その子どもの精神発達史をとらえるという観点がなかったら、図書館の存在意義さえあやしくなるんじゃないか」といった意見や、「ポルノまがいの超娯楽小説はいつも誰かが借り出している」から、「私はつとめて生徒たちの貸出カードを点検し、彼等の読書の軌跡をなぞのを楽しむ」という意見も堂々と掲載されており⁸、依然として、教員との関係において、貸出記録をプライバシーとして保護する考えはほとんど確認することができないのである。

ブラウン式の導入を否定する意見としては、読者と読者を結びつける機能が消失するということも指摘されている。これは、図書に残されるブックカードの氏名記入欄を見て、読書の感想を話し合う相手が見つかるということや、読書好きの生徒の名前がブックカードに書かれていることで、その本が面白いかどうか、ということを読者に知らせるためのガイドになるといった意見である。ブラウン式の導入については、「あやかり読書が否定される」、「何のために読書リーダーを養成しているのか分からない」という観点から反論を展開する学校図書館関係者もこの時期には、多数、存在していたようである。

この他、以前、子どもたち自身が読んだ本を思い出すために個人カードを使っているという意見や、個人カードに書名の記録が増えていくことが読書の励みになっているという意見、学校図書館では教員によって選択された資料が集められているため、蔵書構成上、公共図書館のようにプライバシー保護は問題にならないという意見、また、蔵書構成上、問題があるとしても、教師と子どもは深い信頼関係を結んでおり、教師に貸出記録を知られることは特に問題にはならないといった意見も多く確認することができる。教員が子どもの情報を把握しておくことは、学校現場ではむしろ奨励されるべきことであり、人権を侵害することにはつながらないとされ、1970年代の終わりになってもなお、学校図書館の貸出記録というものは、他人に知られてはならない情報ではない、プライバシーではない、という意識がかなり強く存在したと考えられるのである。

2.2 「のぞましい貸出方式が備えるべき五つの条件」の成立

以上のように、終戦直後から1970年代までの学校図書館文献では、貸出記録をプライバシーとして認識するものはほとんど存在していない。一部では、そうした状況を疑問視する声はあったものの、「学校図書館と公共図書館は異なる」という考えの下で、激しい反対に遭っている。こうした状況の中で、学校図書館問題研究会では、貸出記録を返却後に残さないことをルールの1つとする「のぞましい貸出方式が備えるべき五つの条件」の作成に着手している。学校図書館問題研究会では、貸出記録の管理方法について、どのような議論がなされたのだろうか。以下、その成立経緯を確認してみよう。

2.2.1 「貸出を伸ばす」ことを目的とした議論

学校図書館問題研究会の貸出五条件は、1988年に「5つの条件」として、その条文が作成され⁹、2年後の1990年に逐条解説が発表されている。その成立経緯を、学校図書館問題研究会の大会記録『がくと』を遡って調べていくと、1986年の第1回の大会から、すでに、「個人カードは残すべきかどうか?」という問題が取り上げられていることが明らかとなる。福岡の宮地美智子氏による実践報告「学校図書館の「貸出」を考える」は、主に「貸出をどのように伸ばすか」ということがテーマとなっているのだが、その中で、貸出冊数を増加させた一つの要因として貸出方式を変更したことが取り上げられており、昭和52年度にそれまでの「個人カード・ブックカード」の併用方式から、「個人カード・貸出期間票」へと変更し、その後、昭和57年度には「生徒貸出カード番号化」に着手したことが報告されている。報告では、「生徒の名前を覚えにくくなるという「一」面はあるが、「秘密を守る」を優先する」というコメントが付けられており、ブラウン式のように、記録が残らない方式として完全なものとは言えないものの、プライバシー保護を意識した活動が報告者の学校図書館において営まれていることが見えてくるのである¹⁰。さらに、実践報告に対する質疑応答の中でも、プライバシー保護に関する問題がいくつか取り上げられており、報告者が「図書館の予約の紙をクラス担任に渡」していることについて、「貸出しカードを番号制にするほど気を遣われているのに、担当ボックスが何かないんですか」という質問が行われていることも確認できる。質問者の学校では、「ボックスがあって、そこからクラス担任が持って帰って渡す」方式が採られており、その理由として「先生に知られるというのが、生徒が一番嫌なんじゃないかアという気がする」と指摘されている。1970年代の学校図書館関連の文献では、貸出記録を教員に見られることについては、ほとんどと言って良いほど問題視されることはなかったのだが、学校図書館問題研究会の場では早い時期から、問題視する声が上がっていたことが分かるだろう¹¹。

第1回大会では、実践報告の他に、貸出をテーマとする「第三分科会」でも、宮地氏による貸出方式についての発表があり、「貸出し方法はどのような方法がよいのか。選書やいろんなものに関わってくるのでここで共通理解できるといい」という問題提起がなされている。その後の質疑応答の中でも、プライバシー保護についての議論がなされており、記録によると、「図書館の自由に関する宣言の精神がどこまで貫けるか、各校の実践している例があげられた」とあり、「主に、個人の貸出カードが必要かどうかという点」が議論になったことが確認できる¹²。記録者によると、1970年代までの学校図書館文献における議論と同様に、「貸出カードを一つの読書記録としてとらえ、教育機関として記録を残すべきだ」、「卒業生には記録として残してやりたい」、といった意見が参加者から出た一方で、「事務の合理化からなくしたい」、「個人カードを担任に見せない、担任に見せるこ

とにどのようなメリットがあるだろうか」という、従来の考え方に疑問を投げかけるような意見が出たことも記されており、さらに、「手続の簡素化の問題と、記録を残す、残さないの問題は意味が違うのではないか」ということも指摘されていることから、貸出記録を教育的に利用することに対する問題提起がなされていることも見えてくる。ただし、第1回大会では、「貸出をいかに伸ばすか」という広いテーマの中の1つの問題として、貸出方式のあり方が議論されているため、貸出記録を教育的に利用することの是非や、貸出記録を返却後も残すかどうか、といった重要な示唆を含む問題提起がなされているものの、プライバシー保護を中心とする議論やのぞましい貸出方式に関する意見の統一は、この時点ではまだ行われていない。

2.2.2 プライバシー保護を前提とする貸出方式の議論

続く第2回大会でも、実践報告とその後の貸出分科会において、貸出方式をどうするか、という問題が取り上げられている。第1回大会同様、ここでも、貸出を伸ばすための1つの方法として貸出方式のあり方が議論されているのが、第1回よりも、さらに具体的に、貸出記録、つまり「個人カード」を残すことについて議論されている印象を受ける。例えば、福岡県の松村なをみ氏の「学校図書館の貸出を考える」と題した発表の記録では、それまで一般的であった、「学校図書館では、読書指導などに利用するために、貸出記録を残しておくべきである」という考えに対する疑問が指摘されている。村松氏が実施した学校図書館問題研究会の会員校を対象とするアンケート結果によると、「ブラウン式やコンピューターなどで貸出をしていて、個人カードを使用していない学校」は小学校9校中「1校」、高校61校中「8校」となっており（中学校は11校中0校）、数そのものはそれほど多いわけではないものの、この時点でもすでに一部の学校において記録を残さない貸出方式が実践されていることが分かる。この結果をふまえて、村松氏は、「学校図書館では、個人の貸出記録を残しておかなければならないという考えが、まだ根深くあると思うが、個人カードの必要性とは何だろうか」と問いかけ、「私の学校のことを考えてみても、個人カードをどんなときに利用するのかというと、「なにかおもしろい本ない？」ときかれた時に、その生徒がいままでどんな本を借りているかを知るために見るくらいで、ほとんど利用することはない」と述べている。さらに、「アンケートの中にも、個人カードを有効に利用している学校があれば知りたい、というものがあつたが、そんな学校があれば教えてほしい」¹³と記しており、かなり否定的に、貸出記録、個人カードを残すことが問題視されていることが分かるのである。ただし、村松氏の問題提起では、「貸出記録を残していても、現実にはほとんど利用されていないのだから、残さなくても良い」とする考えは読み取れるものの、前年に提起された、「教育的に利用することを目的として、貸出

記録を残して良いか」という問題を正面から取り上げる内容にまでは、至っていないようにも思われる。

分科会の討論記録の中でも、この問題は取り上げられているのだが、記録者によると、「考え方としては、図書館側が誰がどの様な本をいつまで借りているかを把握できる、利用者には手続きが簡単でプライバシーが守られる方式がよい、ということでまとまっているようであった」が、「それを具体的な貸出方式として求めると、どれにしても一部欠陥があり、結論が出なかった」とまとめられている¹⁴。討論記録では、貸出方式別に詳しくその問題点が検証されているが、例えば、「代本板」については、「プライバシーが守られないことや貸出手続が煩雑になる」ことを理由として、「廃止した方がよい」と全面的に否定されるものの、資料の表紙裏に貼付される「ブックカード」については、「誰がどの本を利用したというプライベートな行為が、本人の意図しないところで公開されていることになり、問題である」としつつも、「氏名の代わりに番号（学籍番号等）の記入にする」という意見もあって、その完全な廃止は主張されておらず、「番号で代用すればよい」という折衷案に止まってしまっている印象も受ける。

一方、「帯出者カード」（個人カード）については、必要とする意見と、不要とする意見が大きく対立したことが記されている。個人カードを必要と考える人々の意見としては、「利用者本人に読書の記録が残る（卒業時に在学中の帯出者カードを返却することも含む）、司書が読書案内をする時の手がかりにする」ことが主な理由として挙げられており、1970年代の議論に多くみられた、貸出記録をクラス担任による読書指導のための資料として活用するという考えは確認できないものの（ただし正面から否定されているわけでもない）、「謹慎を受ける等、問題を持つ子供への指導の中で、担任と一緒に相談しながら、帯出者カードを手がかりに読書案内をしていったら読む楽しさに気づく子どもがいる」、「指導の中で本のすばらしさに気づく子どもをみていると、公共図書館と学校図書館では利用者への対応が違ってくるのではないかと思う」といった理由から、貸出記録を個人カードという形で残すことの意義が強調されていることが分かる。一方、反対意見として、「この使い方は子どもにとって図書館も自分のとりしまりの材料を提供したことになるか」という問題点や、「帯出者カードを見るよりは、直接本人に尋ねた方がいい」、「そうした意味で子どもの人格を大事にしたい」という代替案も提示されているものの、討論記録によると、最終的には、「帯出者カードの廃止にはふみ切れない」と結論づけられており、この時点では、まだ大多数の参加者が、個人カードを残すことによって生じるデメリットよりも、それを残して、学校図書館サービスに生かすことのメリットを強く感じていたことが見えてくる。

2.2.3 個人カードの是非に関する議論

望ましい貸出方式に関する議論は、以上の第2回大会での議論を経て、「貸出をどう伸ばすか」という問題から、「個人カードを残すべきかどうか」という問題へと焦点が絞られていく。続く第3回大会では、まず、埼玉県の高倉直子氏による実践報告「貸出システムを考える」において、埼玉県の高校（134校）を対象とする貸出方式に関する調査結果の発表が行われており¹⁵、貸出記録を残さないブラウン式を採用している学校が134校中1校であること、「個人カードの読書指導利用」状況について¹⁶、「利用している」学校が8校（6%）、「利用していない」学校が112校（83.6%）、「かつてしたこともある」学校が5校（3.7%）、「回答なし」の学校が9校（6.7%）という結果であったことが明らかにされている。分科会討論では、以上の調査結果をもとに、「果たして個人カードは要るのか」という問いかけの下で、本格的な議論がなされており¹⁷、必要であるとする肯定的意見に対して、否定的な意見、中間的意見が述べられるという形で議論が展開されている。例えば、肯定派が「謹慎の生徒に本を与えるためにどんな本を読んでいるのかと思ってカードを見」ることを例示して、「あれば参考になるし、（個人カードを）捨てきれずにいる」という意見を述べると、「司書は誰が何を読んでいるかということを知っておく必要がある」とは思うが、個人カードを使ってまでしない方がいいんじゃないか」という反論がなされている。「卒業の時に返す」、「40才をすぎて見てほしい、その子にとっていい思い出になるんじゃないか」など、卒業時などに在学中の貸出記録を贈呈するために個人カードが必要とする意見に対しては、「個人カードというものは記録としてもらった時には感激するかもしれないが、後から考えると、そんなに大切な仕事かどうか疑問」であり、「学校司書はもっと時間を別に使わないといけなことがあるんじゃないか」という意見も寄せられている。この問題については、中間的な意見として、岡山での取り組みが紹介されており、「絶対書くというのでなく、書きたい子には書いてもらい、個人カードは期限票の代わりに使っている」とする方法が説明されている。もちろんこの方式でも、貸出記録は学校図書館の中に残ってしまうため、他人に読書記録を知られてしまう危険性は残るのだが、他人に知られて恥ずかしいと思うような本の場合は、書名を書かずに、「期限日のはんこだけを押す」という対応も可能である。現在の貸出方式を大きく変更しないため、ブラウン式よりも「移行しやすい方式」であり、子どもたちの手続き上の労力と、プライバシー保護上の問題を解消できる有効な方法として、参加者の注目を浴びたことが記録されている。

さらに、この第3回大会では、前回までは曖昧なままであった、学校図書館員以外の、クラス担任等の教員が個人カードを使用することについての問題も取り上げられている。まず、「ただ一人教師という立場で参加した先生」から、想定できるケースが紹介されて

おり、「0冊の子」を指導する場合、もしくは「たくさん読んでいる子を知り、その子をほめるために利用する」という用途が挙げられている。また、「気になる子についてその子がどんな本を読んでいるか知りたい」として、読書指導とは別に、児童生徒理解のための利用価値があることも新たに触れられている。さらに、個人カードを廃止するという意見に対しては、「使わないこととなくすことは開きが大きい」、「完全になくすことには抵抗がある」と述べられており、その理由として、「完全になくしてしまった場合、教師の立場としては個人個人に対して管理するということに対する不安がある」という意見が展開されている。文意を読み取りづらい文章ではあるが、現時点では、個人カードを教育的に利用することについてそれほどの必要性は感じていないものの、記録があれば、何らかの利用価値は生じることから、子どもたちを「管理」する立場にある教員としては、その全面的な廃止には抵抗を感じるということであろうか。

以上の問題提起に対して、参加者からは、「個人カードは廃止して、必要と思われるなら独自のものをつくるというのはどうか」という提案がなされている。この意見は、1990年に以降に展開される、学校図書館が管理する貸出記録は、借りた本の記録に過ぎず、子どもたちの読書生活を正確に表したものとは言えないため、正確な情報に基づいて指導を行いたいのであれば、安易に貸出記録に頼ることなく、読書指導を行いたいと考える教員自らが、読書ノート等をつけさせることで、児童生徒から直接入手すればよい、とする考えにつながると思われるが¹⁸、こうした提案に対しては賛同の意見は出なかったと記されている。ただし、その反対意見に目を向けると、「そんなめんどろなことからかえなくてよいということになるんじゃないか」、「読書カードを図書館で用意して、先生方によかったら使って下さいというのは言いにくい」、「司書の立場としてはなくしていこうということで決められるが、学校に持ち帰った時、職員会にかけないといけないから先生方をどうやって説得するかが難しい」といった内容となっており、どちらかと言えば、学内での司書の雇用身分や立場、教員との関係において、実践が難しいという意見が挙がっているだけであって、貸出記録を教育指導の資料として用いることが肯定されているというわけではないことが見えてくる。討議の冒頭部分でも、「資料が管理されているか、人（借手）が管理されているかという点」について、公共図書館だけでなく、学校図書館でも議論されるべきであると述べられ、さらに結論部分でも、「図書館員は資料を管理するべきであって、利用者を管理してはならない」とまとめられていることを考えれば、貸出記録がクラス担任の手に渡り、子どもたちを管理（教育）するための資料として活用されることは許されない、という見解がこの時点においても強く存在していたことが分かるだろう。結果としては、資料管理上の問題や変更の手間を懸念する意見があり¹⁹、個人カードを廃止することを前提とした貸出方式の変更へと意見を集約することはできなかったものの、第3回大

会での議論を経て、学校図書館問題研究会会員の問題意識はよりクリアなものへなっていくのである。

2.2.4 「5つの条件」の提案

続く第4回大会では、第3回大会での議論を受ける形で、岡山市の小中学校を代表して、鹿野恵子氏より小中学校での取り組みが紹介されている²⁰。鹿野氏の発表によると、「最も簡単な方法は、生徒たちは何も書かないですませられる方法なのですが、本校では個人カードに書名を書くことを今まで通り、残しておこうと思いましたが」とされ、「自分の読書の励みとして、だんだん読んだ本や名前がカードに書き加えられていくことや、一枚一枚個人カードが終了していくことを楽しみにしている児童、生徒が何人も」おり、「以前、借りた本の名前を忘れた時にも個人カードは役に立っている」様子があることから、「簡単になくしてしまうわけにはいかない」と述べられている。前回大会での結論よりもやや逆行している印象を受けるが、「個人カードは一応、もたせているが、書きたくなければかかなくていいということにしているところも」とあると紹介されており、上記の方法を採用することが岡山市全体の方針というわけではないことも触れられている。ただし、発表者の鹿野氏自身は、個人カードの廃止や本人の意思に任せることについて強い拒否感を示しており、「(個人カードは) あってもなくても問題があるような気がしています」と述べ、「なければいけないもののようにしてなんの疑問も感じないで使ってきた個人カードを、全くなってしまうことには非常に抵抗があります」として、「このことについてはまた議論をしたいと思います」と発表を結んでいる。

では、個人カードを残すことについて、討論ではどのような議論がなされたのか。ここから先が討論記録だけではよく分からなくなるのだが、鹿野氏の問題提起があったにもかかわらず、第4回大会の討論では、後の貸出五条件の原型となる「5つの条件」が提案されており、その中で「2.借りるとき、利用者が何も書かなくてもすむ」ということ、「5.返却後、個人の記録を残らない」ということが加えられることとなっている²¹。討論のメンバーの中に鹿野氏も加わっているため、その中で話し合いが行われ、鹿野氏もこの条件に同調したとも思われるが、2、5.ともに、個人カードを（任意ではあっても）児童生徒に書かせて、学校図書館内で管理している方式とは異なるものである。2の条件を審議する過程において、「異論も出されましたが、到達すべきもの、近づけるよう努力する目標として、理想的なものにしておこうということで、この表現になりました」とあることから、異論はあるものの、目標を設定することで、現状を変えていこうという考えが提案されたということになるだろう。

ただし、これら5つの条件を満たすことのできる「望ましい貸出方式」を決定する段階

では、「100館あれば100通りの貸出方式がある」ことを理由として、「提示できなかった」と記されている。カード式が主流であった当時、個人の貸出記録を返却後に残さない方式と言えば、過去の議論でもたびたび取り上げられてきた「ブラウン式」（または逆ブラウン式）であり、その方式をこの「5つの条件」の中に、提案者側が盛り込みたかったことは明らかである。しかし、そうした決断ができなかった背景には、やはり個人カードを併用する方式を多くの学校が当時も採用しており、鹿野氏が指摘するように、「なければいけないもののようにしてなんの疑問も感じないで使ってきた個人カードを、全くなくしてしまうことに抵抗」を感じる参加者が依然として存在していたと考えられるだろう。様々な議論を経て、貸出五条件がまとめられたことは大きな進展であったと評価できるが、この時点でもまだ、根強い反対や不安がうかがえ、やや曖昧な結末に終わってしまった印象を受けざるを得ない。

2.2.5 ブラウン式の実践報告

以上のような過程を経て、貸出五条件は成立することになるのだが、続く第5回大会では、大阪市立住吉商業高校図書館の井上明氏による「勝手にMr.ブラウン」と題する報告がなされており、前回大会までの、ブラウン式の導入に対する様々な不安が総括されるような発表内容となっている²²。

例えば、第3回大会において述べられていた「導入したいが、周囲の教員の理解を得られない」という不安に対しては、「プライバシーの議論をすると、またゴチャゴチャして潰されるかなという気持ちもあった」ので、「これで貸出が楽になるの一点で出しました」とあり、より現実的な導入の方法が提案されている。また、「個人カードは、(クラス担任による)読書指導のために残しておかないといけない」と思い込んでいる学校図書館員も当時は多かったと言われているが、現実には、個人カードを使って指導している教員が少ないことや、図書館員が意を決して断行すれば、案外、反対は少ないということも報告されている。さらに、第4回大会で鹿野氏が指摘した、「(児童生徒は)自分の読書の励みとして、だんだん読んだ本や名前がカードに書き加えられていくことや、一枚一枚個人カードが終了していくことを楽しみにしている」という問題、つまり、「ブラウン式への移行は生徒たちが嫌がるのではないか」という問題については、実際に導入してみると、「借るのが楽になったという声が圧倒的」であったことも指摘されている。また、この問題については、「わりとよく本を読む子どもたち」から、「読書記録が残らなくなったのが淋しい、という声」が出たことも記されているが、そのことで先生たちとプライバシーについて話し合う機会が増えて、学内に図書館の理解者が増えたというエピソードも紹介されている。

ブラウン式の導入によって貸出冊数が増えるかどうか、という問題については、2,000冊台から4,000冊台に倍増したと報告されており、一定の効果があることも報告されている。ただし、貸出冊数が増加した理由としては、特にブラウン式に切り替えることで、手間がかからなくなったから、または、プライバシーが保護されるようになったから、というよりも、「ブラウンの基本は利用者を大切にすること」にあり、そうした「利用者を第一に考える姿勢」というものが、利用者の要求に基づく選書や利用規則の見直し（貸出制限冊数の見直し）など、様々な面でサービスの見直しに繋がり、結果として、貸出冊数を伸ばしたのではないかと指摘されている。ブラウン式の導入が、単に手続を簡略化する、プライバシーを守るといった効果に止まるのではなく、様々な面での改善をもたらし、利用者を主人公とする学校図書館作りにつながっていくということは、新たな問題提起であると言えるだろう。

以上の発表をふまえて行われた討論では、発表者の井上氏と、熊本県でブラウン式を実践している坂田氏の2名が参加者の質問に答える形で、ブラウン式を導入することのメリットが語られている²³。既に、貸出五条件が発表されているため、大きな反対意見はないものの、「やはりニューアーク式の学校が多く、ブラウン式に変えたいが、今まで使用しているブックポケットやブックカードを変えなければならない、ということで二の足を踏んでいる」学校図書館員が多いことが記されている。また、依然として「卒業記念カードとして、個人カードをあげるとか、きめ細かい統計や記録をとるため、今まで馴染んだ従来の個人カード方式を捨てきれないという意見も出た」ことも記されている。記録者の言葉を借りれば、「プライバシー保護のため、個人記録を残さない必要への理解はみな一応にうなずくのだが」、「個人カードへの捨てきれぬ想い、内部資料として外へ漏らさなければ問題は無いという考え」も根強く、貸出五条件が完成し、実践例が報告されてもなお、「記録を残さないことへの共通認識」はこの時点ではまだ深まっていないということが分かるだろう。

そして、第6回大会ということになるが、貸出分科会の発表は「予約制度」がテーマとなっており、それまでのように、望ましい貸出方式についての議論はなされていない。ただし、大会記録集には、「のぞましい貸出方式が備えるべき五つの条件」の逐条解説が1ページ掲載されており、当時の『学校図書館問題研究会ニュース』（学校図書館問題研究会のニュースレター）を調べると、「5つの条件の文章では、舌足らずで、誤解を招きやすい旨の指摘があり、なぜこの条件を設定したのか明確にするための理念をおさえた補足的説明を付加した方がよい」という考えから、兵庫県支部が中心となって、この逐条解説の検討が行われたことが分かる²⁴。参加者全員の同意が得られたわけではないものの、ひとまず、第6回大会において、望ましい貸出方式に関する学校図書館問題研究会の方針が

確定することとなり、その後の大会（貸出分科会）では、個人カードに記録を残すか、ブラウン式にするか、といった問題が取り上げられることは少なくなっていくのである²⁵。

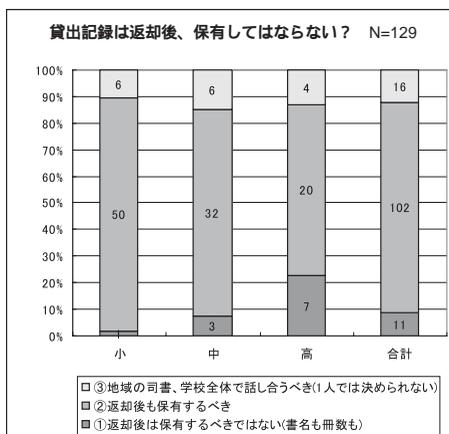
3. 「のぞましい貸出方式が備えるべき五つの条件」の疑問点

3.1 貸出五条件の現代的意義

序論において述べたように、筆者が2年間をかけて実施した沖縄県内の学校図書館を対象とする調査では、多くの学校図書館において、貸出記録が返却後も一定期間、保有され、さらに、小中学校では読書指導の資料として、個人別貸出冊数が活用されるという状況も確認されている。こうした状況は、貸出記録が「利用者を管理する」ための材料になること、つまり、教育的に利用されることを否定し、貸出記録を返却後は残さないようにすることを謳う貸出五条件の理念とは大きく異なっており、15年以上の時間を経てもなお、その理念が学校図書館界全体には普及していないことが見えてくるのである。

以上の結果について、沖縄県だけの特殊な状況とみるのか、それとも全国的に同じようなことが起こると考えるのか、という問題については、今後、全国規模でのアンケート調査やインタビュー調査を実施することで明らかにしていきたいと考えているが、筆者は、沖縄だけが特殊な状況にあるわけではないだろうと想像している。否、仮に現時点では沖縄だけの特殊な問題であったとしても、これから同じような問題がいろいろなところで起こってくるのではないかと考えているのである。

沖縄の学校図書館では、高校については、平均読書冊数が140冊、40冊を越える小中学校ほど²⁶、熱心な読書活動が行われているわけではないではないため、インタビュー調査では、返却後の貸出記録の用途について、卒業時の記念贈呈や多読賞の実施程度しかなく、いずれもかなり手間がかかる作業であるため、右図のように、「貸出記録は返却後は残さなくてもいい」という意見が、相対的に見て多くなっている(31人中7人)。一方で、中学校、小学校では、学校ぐるみで熱心な読書指導を行っているため、児童生徒の貸出状況を把握することができる貸出記録に教育的な利用価値が生じてしまうことから、返却後も貸出記録を残しておくといけなく、という状況が作り出されてしまう。つまり、学校全体での



読書活動への取り組みが盛んになればなるほど、貸出記録への教育的なニーズが高まり、貸出記録を図書館の一存で取り扱うことができなくなる、という構図があると考えられるのである。

近年、子どもの読書活動の推進に関する法律や文字活字文化振興法などの読書関連法が相次いで整備され、「読書」の意義が改めて注目を浴びようになっている。現在はまだ沖縄県ほどには読書活動に熱心に取り組んでいない地域であっても、今後は、学校教育の目標の中に「読書活動充実」を取り入れるところは確実に増えてくるだろう。沖縄県の小中学校のように、学校ぐるみでの読書活動が盛んになればなるほど、学校図書館が盛んに利用されるようになり、貸出記録に利用価値が生じるようになれば、貸出記録を教育的に利用したいという要望が教員側から挙がってくることは十分に予測できるのである。

さらに言えば、沖縄県の場合は、他府県とは異なり、小中学校にも専任、かつフルタイムの職員を配置しており、他府県と比較するとかなり恵まれた雇用状況になっていることにも注意が必要である²⁷。沖縄県でのインタビュー調査の中で驚いたことは、小中学校の図書館員の中に、クラス担任への貸出冊数の報告において、自ら進んで情報を提供している人物が少数ではあるが存在するという点であった。沖縄県の小中学校の図書館員の正規職員の比率は6割であると言われており、全国平均を大きく上回っている。しかし、恵まれた環境であると言うことは、それだけに周囲からのプレッシャーも大きく、また、他府県に専任の職員が配置されていないという状況は、常に「他府県並」に引き戻されてしまう危険性に晒されていることを意味している。こうした状況において、学校図書館員の意識の中に、「学校教育にもっともっと役に立たなければならない」という発想が芽生えることは当然であり、学校図書館の存在意義をアピールする方法として、貸出冊数の報告、通知表への貸出冊数の記載が行われるようになっていったのではないかとも思われるのである。

近年、高校の図書館では、司書教諭の配置義務化と行財政改革を背景として、学校図書館員の非正規職員化が進んでいると言われている。一方で、小中学校の図書館では、未配置校への専任職員の配置を進める運動や、雇用条件が悪いパート職員を正規職員に切り替える運動が盛んに行われている。こうした状況の中で、学校図書館に関わる人々は、「学校図書館が学校教育にいかに関わるのか」ということをアピールするように求められており、そうした環境の中で働く学校図書館員が、次第に沖縄県の一部の学校図書館員と同じような意識を持つようになり、積極的に貸出記録をクラス担任等へ提供するようになっていく可能性も決して否定できない。沖縄県において、クラス担任に定期的に報告される貸出記録は今のところ「冊数」だけであり、プライバシー保護上はそれほど大きな問題はないのかもしれない。しかし、一部の小学校ですら、分類別に貸出冊数を集計して報

告しているところもあり、どこかで歯止めをかけないと、タイトルの通知が求められるようになることも決してないとは言いきれないのである。

こうしたことを考えていくと、沖縄県で確認された問題は、全国のどの地域でも起こりうる問題として捉えていくべきであることが見えてくる。そして、このことは、多くの地域において、学校図書館問題研究会の貸出五条件が受け入れられない可能性を示唆しているとも考えられる。このままの状況を放置すれば、貸出記録を返却後も保有し、教育指導の資料として利用しようとする学校図書館が現れてくることは避けられないはずである。なぜ貸出五条件は学校図書館現場で受け入れられていないのか。次に、沖縄県でのインタビュー調査の結果を手がかりに、貸出五条件の問題点、疑問点を考察してみよう。

3.2 プライバシーを保護する必要性が明記されていない

沖縄県でのインタビュー調査において、「返却後も、貸出記録を残していても良い」と多くの学校図書館員が考える理由としては、定期的に報告を求められている情報が「冊数」に限定されていること（タイトル情報ではないこと）、タイトル情報を返却後も残しているのは本人が読書のあゆみを振り返るためであり、「特に問題が起こっていないのに、貸出記録を消去してしまうのはかわいそう」であることが挙げられている。また、クラス担任による読書指導や読書のあゆみを振り返るための資料としては、単に学校図書館で借りた本の記録に過ぎない貸出記録は不正確な情報であり、より正確な情報を集めるためには、読書ノートをつけさせるべきである（貸出記録と読書指導は切り離すべきである）、という意見に対しては、経済的に貧しく、書店や公共図書館が近くにない地域では、子どもたちの読書は学校図書館の貸出記録にほぼ全て反映されていること（不正確な情報ではないこと）、読むことと書くことを同期させると、子どもたちは本を借りなくなってしまうのではないかという不安があること（読書ノート指導を強制すると読書離れが加速すること）、さらに、多忙を極めるクラス担任に対して、貸出記録という有益な情報があるのも関わらず、読書ノート指導を依頼することは現実にはできないことなどが反論として寄せられている。

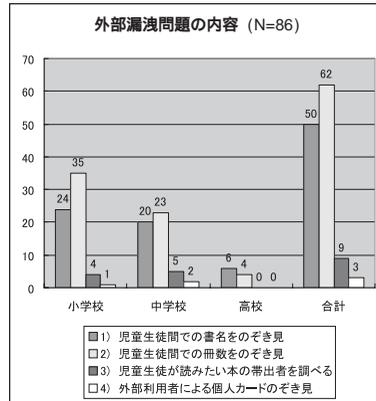
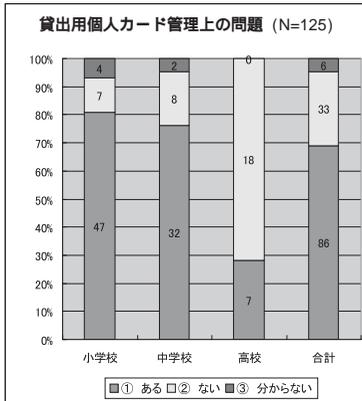
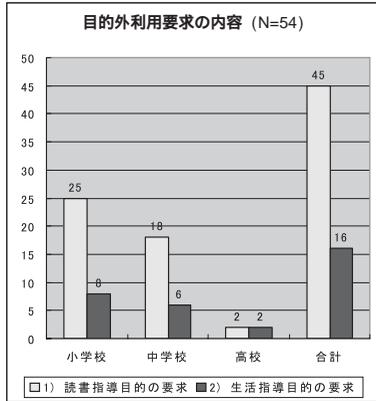
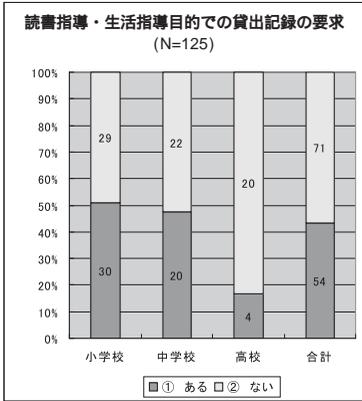
しかし、学校図書館という職場が、慢性的な人手不足状況にあること、また、「読書の自由」について共通認識を持つ職員が周囲にはいないということを考えるならば、貸出記録を返却後も保有し続けることになれば、当然、情報の漏洩や目的外利用といった問題が起こってくることは避けられないだろう。特に沖縄県の学校図書館では、ブラウン式を採用しているのは高校図書館1館のみであり、他の学校図書館では、貸出記録が記載された個人カードがカウンターに放置されていたり、過去の貸出履歴を個人別に表示できるコンピュータがカウンターに置かれており、パスワード設定がなされていないことが多いため、

そうした問題が起こることは十分に予測できる。インタビュー調査でも、貸出記録を他人に見られたり、クラス担任等の教員が書名を含む貸出記録を見せて欲しいと言ってくることはないかどうか、確認しているのだが、右のグラフのように、プライバシー侵害や個人情報情報の漏洩がまったく起こっていないわけではないという結果も明らかとなっているのである。

学校図書館勤務経験を持たない筆者にとっては、こうした状況があるにもかかわらず、なぜ「貸出記録を返却後も残しても、特に問題はない」という回答になるのか、不思議に思えたため、インタビュー調査ではさらに質問を続けてみたのだが、返ってきた回答の中で印象的だったものは、「あなたは学校図書館を知らない」という言葉であった。つまり、「学校図書館の資料は教師によって選択されているので、プライバシーはない」（小中高）、「子どもに対して、プライバシーなんて大げさ」（小学校）、「子どもが自分の読書を“秘密”と感じるのは異常」であり、「大人が知恵を付けているとしか思えない」（小学校）、「生徒は周囲に自分の読書を知って欲しいと思っており、友だちの個人カードを見ていたら、どんどん見るように推奨するべき。そうやって読書の輪が広がっていく」（高校）といった回答が一部寄せられる結果となったのである。個人カードがカウンターに置かれ、それが友達や先生に見られても、あるいは、コンピュータ内の貸出記録が他人に閲覧できる状態になっていたとしても、特に誰も嫌がっていないのだから、わざわざ記録を残さないようにして、読書ノート指導を先生や子どもたちに強要するなんてできない、という発想が一部に根強く存在することが明らかとなるだろう。

このように、沖縄県でのインタビュー調査では、貸出記録がプライバシー、個人情報だということは実感されておらず、プライバシー保護などという「些細なことにかまって、学校図書館の機能が低下するのはよくない」という考えが一部に存在する。もちろん、ここまではっきり口に出す学校図書館員は多くはないのだが、多くの学校図書館において、カウンターに個人カードが放置されていたり、コンピュータ内の貸出記録をパスワードなしに閲覧できるようになっているという現状があるということは、「子どもの貸出記録くらい、見られても大きな問題はない」という本音が見え隠れしているようにも思われるのである。

ではなぜこのような発想になってしまうのだろうか。よく考えてみると、貸出記録というものが、読書の自由を侵害するほどの「秘密」であったり、それが漏れることによって、人権が侵害されるような価値のある情報だと実感するためには、当然、図書館の中に、読むことが恥ずかしい、人に知られたくないと思えるような本があって、その本を図書館の中でこっそり読むだけでなく、自由に借りて読むことができる雰囲気がないはずである。反対に、学校図書館において、「当たり障りのない本」しか集められておら



ず、貸出サービスが重視されていないならば、貸出記録がプライバシーと言われても実感できない、とってつけたかのように感じてしまうのは当然であろう。

筆者は沖縄県でのインタビュー調査を終えた後に、沖縄県での現状を伝えるために、学校図書館問題研究会の会員へのインタビュー調査を始めているが、会員である学校図書館員に話を聞くようになって感じたことは、多くの人々が、「図書館の自由に関する宣言」に明記された「資料収集、提供の自由」の理念に対して、真摯に取り組もうとしているということであった。学校図書館において資料収集、提供の自由を実践していくことは非常に難しい問題であり、解明されていない部分も多いと言われるが、学校図書館問題研究会の過去の活動記録を遡ると、マンガでも、マニュアル本でも、ライトノベルでも、差別語

が書かれている本でも、ヌード写真集でも、制限することを第一に考えるのではなく、提供することを前提として、学校教育との関わりを考えていこう、という姿勢が強く存在することが分かる。そうした資料収集、提供がなされている学校図書館であれば、当然、貸出記録がプライバシーであることは「実感」できるはずであるが、そうした取り組みがなければ、やはり「とってつけたように」感じてしまうのも仕方がないのである。

こうして考えていくと、貸出記録を返却後も保有するかどうか、という問題は、単に望ましい貸出方式のあり方を議論していただくだけでなく、同時に、「資料提供、収集の自由」という問題にも関わっていることが明らかとなる。現在の貸出五条件は、望ましい貸出方式についてのみ言及するものとなっているが、貸出記録を残してはならない前提として、学校図書館もまた図書館の一種であり、知る自由を保障する役割があること、そのための手段として、学校図書館もまた、学校教育との関わりの中で、資料収集、提供の自由を実践していく立場にあり、子どもたちの「読みたい」という気持ちをしっかり受け止めていかなければならないことが明記されるべきではないだろうか。もちろん、貸出五条件そのものは「望ましい貸出方式」について書かれたものであるから、条項そのものにこれらの説明を加えることは難しい。しかし、逐条解説の一部に加えることは不可能ではないはずである。貸出記録をプライバシーとして保護するための必要性を再確認するためにも、資料提供、収集の自由についての説明を加えることが、貸出五条件の理念を広めていく上で必要不可欠であると言えるだろう。

3.3 コンピュータ式を対象としていない

本稿では、貸出記録を返却後も残しているか、ということに注目して、沖縄県での調査結果の一部を紹介してきたが、実は、沖縄県でも、学校図書館問題研究会に所属する学校図書館員がリーダー的に活躍している地域があり、その地域では、小中学校の図書館でも、プライバシー保護を意識した活動が行われていることが確認されている。例えば、個人の貸出履歴については、学校図書館員だけが触ることができる事務用のコンピュータでのみ閲覧できるように設定していたり、延滞督促カードを内側に折ってから教員に渡すなどの取り組みが行われており、貸出記録がプライバシーであるという意識が全くないわけではないのである。

しかし、不思議なことに、その考えは「返却後、貸出記録は残してはならない」という実践には結びついていない。その理由の1つは、貸出五条件にある「返却後、個人の記録が残らない」という表現が、カード式、ブラウン式を連想させて、コンピュータ式を連想させづらいところが、解釈の曖昧さを生み出していることにあるのではないかと筆者は考えているのである。

上述のように、貸出五条件と同じようなガイドラインとしては、1984年に日本図書館協会が作成した「貸出業務へのコンピュータ導入に伴う個人情報の保護に関する基準」があるが、その中では、「資料が返却されたらできるだけすみやかに消去しなければならない」という表現が用いられている。図書館だけでなく、一般企業での個人情報保護に関する議論の中でも、コンピュータネットワークにおける情報漏洩が話題になる際には、漏洩を防ぐ手段として、個人情報を「残さない」という表現が使われることは希であり、もっと積極的、主体的に「(個人情報を) 消去する」という表現が用いられることが多い。貸出五条件が作られた当時は、カード式が主流であったため、「残らない」という表現が用いられたのだと思われるが、コンピュータ式が主流になりつつあることを考えるならば、読み手に誤解を与えないように、「消去する」という表現を用いた方がよいとも考えられるのである。

貸出五条件は、その主語が「貸出方式」であるため、「返却後、個人の記録が残らない」という項目を、「消去しなければならない」と書き換えることは難しいと思われる。しかし、表現を加えて、「返却後、個人の記録が残らない(すみやかに消去できる)」といった項目とし、さらに逐条解説の中で、コンピュータ式の学校図書館においてもまた、図書館員が主体的、積極的に、貸出記録を消去していかなければならないという説明を加えることは不可能ではないだろう。コンピュータ式もまた対象としていることを、一読しただけで分かるような表現に書き換えていくこともまた、貸出五条件を広げていくためには必要なことであると筆者は考えている。

3.4 「教育的利用」に対する説明が不十分

3.3の問題にも関連するが、現在の貸出五条件には、個人の貸出記録を、教育的に、例えば読書指導などを目的として利用することについての解釈が、読み手によって違うのではないかと、という問題もあるようにも思われる。

筆者は沖縄県でのインタビュー調査を終えた後、2006年9月から、学校図書館問題研究会の会員を対象とするインタビュー調査を開始しているのだが、カード式の頃はブラウン式を採用していたものの、コンピュータ式に移行すると、なぜか貸出記録が残るシステムになっていることが多いという話が多数寄せられている。つまり、学校図書館問題研究会の会員であっても、カード式の頃は気を付けていたことが、コンピュータ式になるとあまり気にならなくなるという問題が明らかとなっているのである。では何故こうした現象が起こってしまうのだろうか。筆者は、その背景に、記録を残さない目的が、貸出記録の「漏洩」という問題だけを防ぐことにあるという誤解が、会員の中にも存在するのではないかと考えている。

2.でみたように、貸出五条件の成立過程を遡ると、個人カードを使った読書指導や生活指導の是非についても議論されており、逐条解説においても、図書館が利用者から貸出記録を集める理由が「利用者管理」ではなく、「次の利用に備えるため」であること、さらに、「教育の名の下に、プライバシーを侵害する」ことはあってはならないと明記されている。当然、「個人の記録が残らない」というルールを作った背景には、貸出記録を読書指導などの教育的な目的で利用することを防ぐべきだ、という意識があったと考えられるのだが、残念なことに、逐条解説の文章の中では、具体的に「読書指導や生活指導を目的として使ってはならない」と書かれているわけではない。また、逐条解説の成立経緯を書いた記事においても、読書指導を目的とする貸出記録の利用については、「実際にはほとんどない」ということを理由として、貸出記録を残す必要はないという考えが紹介されるにとどまっており、逐条解説の作成において、教育的利用に対するスタンスがそれほど大きくは問題視されていなかったことが、解説における説明不足の原因になっているとも考えることができる²⁸。よって、当時の議論を知らない人々にとっては、なぜ貸出記録を残してはいけないのか、という理由の1つが曖昧になっているのではないかと思われるのである。

こうした説明のままでは、コンピュータ式に変わった際に、「情報漏洩の問題はとりあえず解決したから、記録が残っていても問題ない」という考えになってしまう可能性がある。つまり、残さない方がいいということが貸出五条件に書いてあるとしても、情報漏洩の問題は既に解決しており、市販のシステムを導入する際に、設計の変更を依頼するためには費用がかかってしまうことから、「まあ、大丈夫かな」という気持ちになってしまうことも十分に予測できるのである。

上述の日本図書館協会のガイドラインでは、「貸出しに関する記録は、資料を管理するためのものであり、利用者を管理するためのものではないことを前提にし、個人情報外部に漏れることのないコンピュータ・システムを構成しなければならない」と書かれている。貸出五条件についてもまた、読み手によって解釈にずれが生じないように、現在の「人の管理」という部分を「子どもの管理」に変え²⁹、さらに、教育的利用という問題にどのように対処すべきなのか、はっきりと分かるような内容に作り替えていくべきではないだろうか。貸出記録を残しても、プライバシーを守ることができるコンピュータ式であったとしても、やはり貸出記録は残してはいけない、ということをしっかり伝えていく必要があると言えるだろう。

3.5 「個人の記録」の定義が曖昧

現在、筆者は全国的な状況を把握するために、貸出五条件の逐条解説作成した学校図書

館問題研究会兵庫県支部と協力し、貸出記録の管理方法についてのアンケート調査を実施している³⁰。その結果は、別稿としてまとめる予定ではあるが、集計結果をみていると、貸出五条件が言う「個人の記録」が何を指しているのか、という解釈によって、貸出記録を返却後も保有しているかどうか、という質問に対する回答が変わってくる事が明らかとなっている。

例えば、ある市の小中学校での結果をみると、「貸出記録は返却時に完全に消去している」という回答が多いのだが、その一方で、「残っている」という回答も一部存在している。集計を始めた段階では、学校によって導入されているコンピュータのシステムが異なっているのかと考えていたのだが、「残っている」という回答の一部には、「書名は消えるけど、個人別の冊数は残ります」という注意書きがなされており、その地域では、「誰が何を借りたのか」が第三者に知られないように、返却時に消去しているものの、「誰が何冊借りたのか」という記録はコンピュータの中に残されていること、さらに言えば、そうした状態は貸出五条件には反しないと一部で考えられていることが明らかとなったのである。

冊数情報という部分に注目して改めて貸出五条件とその逐条解説を読むと、確かに、「誰が何を借りたのか、読んだのか」という情報は人に知られてはならないとは書かれているのだが、「何冊借りたのか」という情報については何も書かれていないことに気づく。とすれば、上記のような解釈は間違いであるとは言い切れないのだが、貸出記録をカウントできる機能を学校図書館が持っている、沖縄県のように、読書指導の資料として、教員から定期的な報告を求められてしまう可能性が残る。また、通知表に貸出冊数が記載されるようになれば、子どもたちが「冊数を伸ばすために本を借りる」という状況が生み出されることは当然の帰結であり、貸出五条件の根底にあるはずの「図書館の自由」、「読書の自由」という理想とは大きくかけ離れてしまうようにも思われる。実際に、沖縄県では、小学校における貸出冊数の異常な多さが問題視されるようになっており³¹、こうした危険性があることを考えるならば、貸出冊数だけは残しても良いと考えることは、読書の自由の実現においてかなり危うい問題を含んでいると見るべきではないだろうか。学校図書館問題研究会の貸出五条件が、「個人の記録」をどのように定義するのか、この問題についてもまた、しっかりと議論して、逐条解説に加えていく必要があると言えるだろう。

3.6 コンピュータ式では貸出記録を消去すべきなのか？

最後に、これまでとは少し違う観点から、貸出五条件に対する疑問点を考えてみよう。「図書館の自由」ということを学んできた者にとってはなかなかなじめないことではあるが、近年の図書館システムの研究分野では、個人の貸出履歴を使って、検索結果のリスト表示の順列に重みを付けたり、その利用者にふさわしい本を紹介するシステムを開発しよ

うという動きが出てきている。オンライン書店（Amazon.co.jp等）をイメージすると分かりやすいが、個人のID、パスワードを使ってログインすることで、「あなたは過去にこんな本を買ったから、この本もきっと気に入りますよ」というような紹介サービスや、探し出した商品の詳細情報画面の下部に、「この本を購入した人は、ほかにもこんな本を購入しています」、といった情報を掲載したりするサービスを利用できるようになっている。こうしたサービスを提供できるということは、当然、オンライン書店が管理するデータの中には、個人ごとの商品購入履歴が残されているということになる。近年の図書館システムの研究分野では、こうしたオンライン書店のマーケティング技術を応用しよう、という研究が進められていると言われているのである。

上述のように、カード式の時代では、「記録を残すこと＝他人に見られてしまう」ことであったのだが、コンピュータ式ではそうした危険性を技術的に防ぐことが可能である。もちろん、個人情報というものはそこに存在する限り、完全に漏洩の危険性を解消することはできないのだが、暗号化技術を用いれば、情報が漏洩しても解読できないシステムを作ることは技術的に不可能ではなく、（その技術が100%ではないとしても）一般企業や病院と同じレベルのセキュリティを設定しておけば、過度に記録が残ることを不安視する必要はないはずである。また、それでも不安な利用者がいるとすれば、サービスを選択制にして、貸出記録を残したくない利用者は自分でデータを消すようにすればよく、反対に、利用者が貸出記録の保有とその活用を図書館に対して求めるのであれば、「返却後の貸出記録には用途はない」と決めつけて、すぐに消去してしまうことは、個人情報保護ならぬ、「個人情報過保護」であるとも考えられるのである。よく考えてみれば、Amazon.co.jpなどのオンライン書店のサービスと比較すると、図書館の検索システムはあまりにも不親切であり、オンライン書店でできることが、図書館でできない、という状況が続けば、図書館は時代に取り残されていくのではないか、という不安もないわけではない。システム開発者の話では、専門職が配置された学校図書館であれば、貸出記録の教育的利用を防ぎながら、返却後も貸出記録を保有し、本人のために積極的に活用していくという選択肢も考えられないわけではないのに、なぜ頑なに貸出記録を消去することにこだわるのか分からない、ということになってしまうのである。

ここまで筆者は、コンピュータ式への本格的な移行を考慮して、個人の記録を「返却時に消去できる」という表現に変えていくべきであると提案してきたが、実はその前に、情報漏洩や教育的利用に対するルールを整備した上で、貸出記録を活用し、利用者満足度を高めていくべきである、というシステム開発者の問題提起についても、その妥当性を検証する時代に来ているとも考えることができる。筆者個人としては、全国的にみて、専任・正規・専門の職員の配置が進んでいない（高校では逆に後退している）学校図書館では、

システムの開発により、情報の漏洩を技術的に防ぐことはできたとしても、教育的な用途で貸出記録を求められた場合に、教員との立場の違いや雇用身分の不安定さを理由として、それを断ることができない状況が現実存在する限りは、貸出記録を残して、それをサービス向上に役立てていくことは「時期尚早」であると考えている。また、今後、仮に管理教育の風潮が強まり、子どもたちの思想を学校側がチェックすることを考えるようになった場合に、学校図書館が貸出記録を残すことを常態としていけば、必ずやそれを活用しようという強い勢力が現れてくるはずである。そうなる前に貸出記録は残らないルールを全国的に定着させておくことは、決して無意味なことではないように感じている。

いずれにせよ、カード式による貸出方式を想定して作られた貸出五条件が、これらの問題を想定していないことは事実である。個人情報保護の考えでは、個人の権利利益を守るという側面に加えて、コンピュータネットワーク社会における個人情報の有用性を考慮し、自己コントロール権を与えながら有効に活用していこうという側面も存在している。貸出五条件もまた、このことを念頭に置きつつ、貸出記録の望ましい取り扱い方を考えていく必要があるだろう。

4. 今後の課題

以上、本稿では、学校図書館問題研究会の「のぞましい貸出方式が備えるべき五つの条件」の成立経緯を振り返るとともに、「返却後、個人の記録が残らない」という条項を中心に、その問題点、疑問点を分析してきた。繰り返せば、貸出五条件はカード式の時代に作成されたものであるため、コンピュータ式が主流になっている現在では、表現が曖昧であり、かつ、受け手によって解釈が異なる部分が存在する。その一方で、技術の開発により、これまで想定していなかったような新たな問題も表れており、貸出五条件の理念を広げ、かつ実践へと結びつけていくためには、検討しなければならない課題はまだまだ数多く存在すると言えるだろう。

筆者は、本研究での分析結果をもとに、学校図書館問題研究会が開催した研究集会、支部学習会、大会に発表者として参加し、問題提起と意見交換を行っている³²。次稿では、筆者の問題提起に対する学校図書館問題研究会会員の反応や寄せられた意見を紹介し、五条件の見直しをさらに進めていきたい。(2007年8月20日)

脚注

¹ 沖縄県内の学校図書館員140名を調査対象として、2004年3月から2006年3月まで、約2年間をかけて、インタビュー調査を実施。内訳は小学校61名、中学校46名、高校33名。県内の専任学校図書館員の内、約1/4の調査を終えている。

- ² 沖縄県でのインタビュー調査結果の一部は、拙著論文「学校図書館と「図書館の自由」 - 貸出記録の目的外使用問題を中心に」『現代の図書館』Vol.42, No.3 (2004.9)、「沖縄県学校図書におけるプライバシー保護の現状に関する調査 - 貸出記録の目的外使用問題を中心として」『日本語日本文学研究』第9巻第1号 (2004.12)、「『図書館の自由』と図書館ネットワーク - 延滞督促方法をめぐって」『沖縄県図書館協会誌』第8号 (2004.12)、「学校図書館における読書記録の管理方法に関する調査 - 延滞督促と個人カードの取り扱いにみるプライバシー侵害・個人情報漏洩の問題を中心に - 」『沖縄国際大学日本語日本文学研究』第11巻第1号 (2006.10) 等に掲載。
- ³ 日本図書館協会図書館の自由委員会編『「図書館の自由に関する宣言 1979年改訂」解説』第2版, 日本図書館協会, p48-49
- ⁴ 貸出記録を返却後も「全て保有すべき」は79.8%、「自分が気づいていない用途が他にもあるかもしれない」ので「1人では決められない(地域の司書、学校全体で話し合うべき)」とする慎重な意見は12.4%を占めた。
- ⁵ 詳しくは、拙著論文「生活指導の一部としての読書指導」論 - 昭和20年代学校図書館文献を中心に」『日本語日本文学研究』第7巻第2号, 2003.3参照。
- ⁶ 文部省編『学校図書館の手引』師範学校教科書, 1948, p52
- ⁷ 詳しくは拙著論文「学校図書館文献 (1965-1989) にみる「図書館の自由」 - 貸出記録の管理と教育的利用に関するプライバシー意識を中心に」『日本語日本文学研究』第9巻第2号 (2005.3) 参照。
- ⁸ 鈴木英二・深川恒喜・大西昭・黒沢浩・芦谷清・大田堯談「座談会学校図書館の理念を探る」『学校図書館』231, 1970.1, p28、「やはり読んでほしい」『学校図書館』388, 1983.2, p59
- ⁹ 「1.貸出中は、なにをいつまで、だれが借りているかわかる。2.借りる時、利用者が何も書かなくてすむ。3.貸出・返却の事務処理が容易である。4.予約に対処できる。5.返却後、個人の記録が残らない。」(宮地美智子・村松なをみ記録「分科会討論1 貸出方式を考える」『がくと』第4号, 1989.2, p55) 後に逐条解説としてまとめられた条文とは一部、漢字表記は異なるが、内容は同じ。
- ¹⁰ 宮地美智子著「学校図書館の「貸出」を考える」『がくと』創刊号, 1986.2, p39-40
- ¹¹ 「実践報告に対する質疑応答」『がくと』創刊号, 1986.2, p42 この質問に対する宮地氏の回答は記載されていない。
- ¹² 伊丹ケイ子記録「学校図書館の「貸出」を考える」『がくと』創刊号, 1986.2, p54
- ¹³ 村松なをみ著「学校図書館の貸出を考える - システムの面から - 」『がくと』第2号, 1987.7, p21
- ¹⁴ 後藤敏江記録「第一分科会 学校図書館の貸出を考える - システムの面から - 」『がくと』第2号, 1987.7, p47-48
- ¹⁵ 西倉直子著「貸出システムを考える」『がくと』第3号, 1988.2, p3-8
- ¹⁶ アンケート調査では、「個人カードを使用している学校で、国語科なり、図書部なりで実際に貸出記録を読書指導に利用していますか」という質問が行われている。
- ¹⁷ 武藤たつこ記録「第一分科会 貸出システムを考える」『がくと』第3号, 1988.2, p34-37
- ¹⁸ 渡辺重夫「個人情報の保護と学校図書館 プライバシー権と結びつけて(2)」『学校図書館』492, 1991.10, p67-69.、塩見昇「プライバシーの尊重」『学校図書館』507, 1993.1, p30-31
- ¹⁹ 「個人の記録としてというより、その子が借りた証拠としてのブックカード、個人カードとしてなくすことに抵抗があるという生徒不信から出発した意見も出された。他人の名前で借りた場合の事故などの時に筆跡も手がかりになっているという現実があるとのこと」『今、個人カードと期限票を使っ

ている。ブックカードを使っていないからブックポケットも使ってない。個人カード廃止での方式は今のところ簡単にはできない」（武藤たつこ記録「第一分科会 貸出システムを考える」『がくと』第3号、学校図書館問題研究会、1988.2、p36-37）

²⁰ 鹿野恵子著「貸出方式を考える」『がくと』第4号、1989.2、p31-34

²¹ 宮地美智子・村松なをみ記録「分科会討論1 貸出方式を考える」『がくと』第4号、1989.2、p55-57

²² 井上明著「勝手にMr.ブラウン」『がくと』第5号、1990.2、43-49

²³ 並木雅代・長坂美紀記録「勝手にMr.ブラウン」A分科会『がくと』第5号、1990.2、50-51、松浦昌子・丸岡準治記録「勝手にMr.ブラウン」B分科会『がくと』第5号、1990.2、52-53

²⁴ 諸岡真理著「貸出方式五つの条件逐条解説その後」『学校図書館問題研究会ニュース』1990.5.25、p4

²⁵ 1996年の第12回大会までは、断続的にプライバシー保護の観点から貸出方式の問題が取り上げられているが、1997年以降は「予約制度」や「選書」、「資料提供の自由」などの問題が主に取り上げられており、貸出方式について触れられることは少なくなっていく。

²⁶ 「読書「先進県」の影 - 量は先行、質が課題 貸し出し目標達成に優先傾向」『沖縄タイムス』2006.5.5朝刊17面

²⁷ 全国平均の学校司書配置立は2006年の調査によると、小学校43.2%、中学校42.0%、高校83.8%、正規職員の比率はそれぞれ、17.5%、21.8%、81.1%となっている。（「第52回学校図書館調査報告」『学校図書館』2006.11、no.673、p45）これに対して『沖縄県教育年報』によると、高校100%、小中学校も90%を超える学校に司書が配置されており、小中学校では61.6%が正規職員として雇用されている。（「図書館職員/臨時が増加/自治体財政難が影響」『琉球新報』2006.8.1朝刊22面）

²⁸ 二宮博之著「貸出方式を見なおす」『学校図書館教育活動事例集』兵庫県SLA、1995、p4、二宮博之著「子どもの権利条約」を生かす学校図書館 - 資料提供（貸出・予約）を中心に、学校図書館の機能を考え直す」『ぼちぼちたいむす - 学校図書館問題研究会兵庫支部報』no.108、1995.11.23、p8

²⁹ 沖縄県では、学校図書館の貸出記録（冊数）が教員の勤務評定の資料として活用されていることも指摘されている。そうした意味では、「子どもの管理」だけでなく、「教員の管理」という言葉を加えることも検討する必要があるだろう。（「読書「先進県」の影 - 量は先行、質が課題 貸し出し目標達成に優先傾向」『沖縄タイムス』2006年5月5日朝刊教育17面）

³⁰ 2007年4月～5月にかけて、豊中市、箕面市、羽曳野市、尼崎市、岡山市、倉敷市の小中学校と埼玉県、神奈川県、長野県、京都府、三重県、大阪府、兵庫県、和歌山県、岡山県の高等学校（公立私立は問わない）を対象としたアンケート調査を実施。発送数は1,241、回答数は648、6月30日時点での回収率は51.7%となっている。

³¹ 沖縄県がまとめている小学校における1人あたりの平均読書冊数を、「学校読書調査」（全国学校図書館協議会と毎日新聞が共同実施）における1日の読書時間で割ると10分に1冊のペースで本を読んでいるという矛盾が生じることが新聞報道によって指摘されている。（「読書「先進県」の影 - 量は先行、質が課題 貸し出し目標達成に優先傾向」『沖縄タイムス』2006.5.5朝刊教育17面）

³² 学校図書館問題研究会第5回研究集会（2007年2月11日開催）にて「学校図書館における個人情報・プライバシー保護 - 「のぞましい貸出方式が備えるべき五つの条件」の再検討 -」、学校図書館問題研究会兵庫支部5月例会（2007年5月27日開催）にて「読書の自由と学校図書館 - 「のぞましい貸出方式が備えるべき五つの条件（5.返却後、個人の記録が残らない）」の再検討」、全国学校図書館問題研

研究会大会（第5分科会、2007年8月2日開催）にて「貸出記録の取り扱いに関する調査 - 「のぞましい貸出方式が備えるべき五つの条件」（返却後、個人の記録が残らない）と逐条解説の再検討 - 」と題する発表をそれぞれ実施。